

# 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の一部変更について

2022年12月1日

以下の約款につきまして、2023年1月1日付で一部変更を行います。

## 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」 新旧対照表

| 新条文  | 現行条文   |
|--|--|
| (第1条 省略)   | (第1条 省略)   |
| 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)<br>お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。 | 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)<br>お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。 |
| (第2項～第10項 省略)  | (第2項～第10項 省略)  |
| 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満 <u>18歳</u> 以上である居住者のお客様に限ります。  | 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満 <u>20歳</u> 以上である居住者のお客様に限ります。  |
| (第2条の2～第17条 省略)  | (第2条の2～第17条 省略)  |
| 附則<br>(実施日)<br>この規程は、 <u>2023年1月1日</u> から実施する。   | 附則<br>(実施日)<br>この規程は、 <u>2021年10月1日</u> から実施する。  |

以上